

～後期高齢者医療 被保険者がお亡くなりになったときの手続きについて～

① 葬祭費支給申請

喪主に対して、葬儀等に要した経費の一部を助成する目的で、一律 30,000 円を支給します。

手続きに必要なもの

- ・ 被保険者証（持っている方は限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証）
- ・ 会葬御礼、葬儀の領収書または請求書(喪主の氏名記載があるもの) ※いずれか1つで結構です。
- ・ 振込先の通帳
- ・ 委任状（喪主と振込先が異なる場合）

※葬祭費のお振込みについては、2ヶ月程度かかります

② 相続人代表者指定届兼口座指定届

お亡くなりになった方の高額療養費、療養費等給付及び保険料の還付金を受領する相続人の代表者を指定していただきます。

手続きに必要なもの

- ・ 被保険者証（持っている方は限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病受療証）
- ・ 相続人代表者とお亡くなりになった方との続き柄がわかるもの。（戸籍謄本、除籍謄本等）ただし、死亡時点において、同一世帯の場合は必要ありません。
- ・ 振込先の通帳
- ・ 委任状（相続代表者と振込先が異なる場合）

【お知らせ】

お振込みする前にハガキでお振込み日、金額等を通知いたします。

■お問合せは各区役所国保年金課後期高齢者医療担当窓口へ

門 司区役所	3 3 1 - 3 3 1 0 (直通)	若 松区役所	7 6 1 - 5 7 5 5 (直通)
小倉北区役所	5 8 2 - 3 4 0 6 (直通)	八幡東区役所	6 7 1 - 2 8 5 9 (直通)
小倉南区役所	9 5 1 - 4 1 1 6 (直通)	八幡西区役所	6 4 2 - 1 3 3 3 (直通)
戸 畑区役所	8 8 1 - 2 3 9 1 (直通)		